

医療費通知は医療費控除の申告手続きで使用できます

国民健康保険(国保)と後期高齢者医療保険(後期)の医療費通知は各医療費控除の申告手続きで医療費の明細書として使用できます。なお、医療機関などの請求遅れや請求内容が審査中の場合は一部の受診記録が記載されていないことがあります。

医療費控除の対象となる支出で、医療費通知に記載されていないものがある場合には、領収書に基づいて別途「医療費控除の明細書」を作成し、その明細書を申告書に添付してください。

また、市町村などから医療費助成を受けている場合は、通知に記載されている金額が実際に窓口で支払った金額と異なる場合がありますので、通知の金額を訂正して申告してください。

①国保の医療費通知：保険医療課国保年金係Tel28―8016、後期の医療費通知：保険医療課医療費助成係Tel28―8018、申告方法：税務課Tel28―8019

マイナンバーカード 休日・夜間交付

仕事などの都合で平日や日中に来庁できない方のために、マ

願います。

①国保の医療費通知：保険医療課国保年金係Tel28―8016、後期の医療費通知：保険医療課医療費助成係Tel28―8018、申告方法：税務課Tel28―8019

償却資産の申告はお早めに

事業(農業経営を含む)または営業を行っている法人や個人の方が、令和5年1月1日現在市内に所有している事業用の資産については、償却資産の申告が義務付けられています。なお、資産を所有していなくても、その旨の申告をお願いします。

該当するもの

- 構築物(舗装路面、ロードヒーティング、広告塔、テナントの内部造作、電気設備、給排水設備など)
- 機械・装置(各種製造設備、ブルドーザー、油圧ショベル等の大型特殊自動車、もみすり機、乾燥機等の農業機械など)
- 車両・運搬具(構内運搬車、フォークリフトなど)
- ※自動車税(種別割)・軽自動車税(種別割)が課税されているものは除く
- 工具・器具・備品(事務用品、パソコン、コピー機、看板、理美容機器、冷蔵庫、除雪機など)

申告書の送付

前年度に申告があった方、また償却資産所有の有無の確認が必要な方には令和4年12月下旬

イナンバーカードの申請・交付手続きを休日・夜間に行います。日時

①窓口延長 1月から3月は毎週火曜日 17時15分～19時

※1月3日(火)を除く

②休日窓口 1月14日(土)、1月29日(日)、2月11日(土)、2月26日(日)、3月11日(土)、3月26日(日) 9時30分～12時30分

場所 市民課マイナンバーカード交付円滑化推進室(市役所1階)13番窓口

取扱業務 マイナンバーカードの申請・交付、電子証明書の更新、マイナポイントの予約・申し込み

※住民異動届、証明書発行、印鑑登録、パスポート業務は、お取り扱いできませんのでご注意ください。

※手続きには、15分程度かかりますので余裕をもってお越しください。

①市民課マイナンバーカード交付円滑化推進室Tel28―8014

給与支払報告書の提出

事業主の方は、従業員の給与支払報告書(個人別明細書)を総括表とともに提出してください。〈給与支払報告書(個人別明細書)の提出枚数が2枚から1枚に変更となりました〉。マイナンバー

に申告書を送付しています。新規に事業を始めた方や申告書が必要な方はご連絡ください。提出期限 1月31日(火)

※取得価格を資産の耐用年数に応じて減価償却した課税標準額の合計が150万円以上になると固定資産税が課税されます。※窓口混雑緩和のため、郵送またはeLTAXをぜひご利用ください。

①税務課Tel28―8020

福祉

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の申請の手続きはお済みですか

11月下旬ごろに市から「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」(6万円)の支給要件確認書が届いた方で、まだ確認書の返送などの支給手続きが済みでない方は、返送期限が近づいていますので、ご注意ください。

返送期限 1月31日(火) ①福祉課Tel28―8011

ヘルプマークおよびヘルプカードの配付

福祉課(市役所1階)11番窓口でヘルプマークおよびヘルプカードを必要な方に無料で配付

制度の施行に伴い、給与支払報告書を提出する際は、法人番号・個人番号の記載が必要となります。

また、個人事業主の方が提出する場合は、本人確認が必要となりますので、次の本人確認書類をお持ちください。

個人事業主本人が提出する場合			
	番号確認	身元確認	
窓口・郵送	・個人番号カード ・個人番号が記載された住民票の写しなど	・個人番号カード ・運転免許証 ・旅券(パスポート)など	
eLTAX (地方税電子申告システム)	eLTAXによる提出で、個人番号カードの電子証明書により個人認証を行う場合は、本人確認資料の添付は不要です。		
〇代理人が提出する場合			
	代理権の確認	代理人の身元確認	個人事業主の番号確認
窓口・郵送	・委任状(税務代理権限証書)など	代理人の ・個人番号カード ・運転免許証など	本人の個人番号カードの写しなど
eLTAX (地方税電子申告システム)	・委任状(税務代理権限証書)のデータなど	代理人に係る署名用電子証明書およびその署名用電子証明書により確認される電子署名が行われた提供情報	本人の個人番号カードの写しなど ※電子証明書などにより本人確認ができる場合、本人確認資料の添付は不要です。

※支払者が法人の場合は、本人確認書類は不要です。なお、平成29年度から個人住民税の特別徴収(給料から天引き)が完全指

します(ヘルプマークは申込者1人につき1個まで)。

ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや発達障がいの方など、外見からは援助や配慮が必要であることが分かりにくい方が着用することで、周囲からの支援を得やすくするものです。

ヘルプカード

障がいのある方などが持ち歩き、災害時や緊急時など、周囲の人に手助けを求めたいときなどに提示することで、支援を得やすくするものです。

新型コロナウイルス感染症による傷病手当金の支給対象期間再延長

これまで、国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入中の方の新型コロナウイルス感染症による傷病手当金支給の適用期間は、令和2年1月1日から令和4年12月31日までとしていましたが、令和5年3月31日まで延長になりました。

支給対象は今までと変わらず、

定となりましたので、原則、特別徴収の区分により提出していただきます。

提出先 令和5年1月1日現在従業員10人以上の市町村提出期限 1月31日(火)

※「給与支払報告書(個人別明細書)」(退職所得の特別徴収票)以外の法定調書は、所轄の税務署に直接提出してください。

①eLTAX(地方税電子申告システム)について

償却資産の申告や給与支払報告書の提出は、eLTAXによる受け付けも行っています。窓口に向かなくても自宅や会社のパソコンからインターネットを利用して送信できる便利なシステムです。

※詳しくはeLTAXホームページおよびホームページ内の「よくある質問」をご覧ください。

①税務課Tel28―8019

軽OS・軽JNKSについて

令和5年1月から、軽自動車に係る便利な新システムが開始されます。

①軽OS(軽自動車ワンストップサービス) 11新車を買ったときに24時間365日いつでもインターネットで検査の申請、各種手数料や国税の納付、地方税

の申告納付ができるようになります。

②軽JNKS(軽自動車税納付確認システム) 11車検のときに継続検査窓口での納税証明書の提示が原則不要になります。

※①・②ともに二輪・原付・小型特殊については対象外です。詳細については、市公式ホームページをご覧ください。

①税務課資産税係Tel28―8020 ②税務課納税係Tel28―8021

建築確認申請審査等の終了について

終了日時 3月31日(金) 場所 建築住宅課(市役所4階)窓口

対象 令和5年度以降に建築確認申請等を提出される方 建築基準法やその他関係規定に適合するために、建築物を建てる際には、確認審査や完了検査を受けることが法律で定められています。

市が行う確認申請等の審査の最終受付日は3月17日(金)までとなりますので、3月20日(月)から31日(金)までの期間は、指定確認検査機関をご利用ください。

4月1日以降は、「北海道(空知総合振興局)」または「指定確認検査機関」に申請するようお

コース	日程	時間
①ストレッチポール	1月6日(金) 20日(金) 27日(金)	10時20分～11時 11時20分～12時
②ストレッチポール 自重トレーニング	1月14日(土) 21日(土)	10時30分～11時30分
③楽しくストレッチーズ	1月7日(土) 25日(火)	
④シニア元気体操	1月17日(火) 1月31日(火)	13時30分～14時30分

場所 滝川市スポーツセンター 第1体育館 会議室 対象 ①②③18歳以上 ④60歳以上 定員 ①各回8人、②③④各回10人 受講料(1回当たり) ①300円 ②③④500円

※受講料は当日に徴収します。申込方法 開催日前日までに、窓口または電話でお申し込みください(火・土曜日9時～17時/祝日を除く)。

①滝川市スポーツ協会Tel23―4617

